

あま市都市計画税条例が制定されました

令和7年3月のあま市議会定例会で「あま市都市計画税条例」が可決され、令和7年4月1日(火)に施行となりました。

これにより、市街化区域内にある土地・家屋を所有する方に、令和9年度から都市計画税を納めていただくことになります。納めていただいた都市計画税は、「安全・安心・快適なまちづくり」を進めるための事業に活用させていただきます。

①都市計画税とは

○都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために市町村が課税する目的税

○原則として、市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

▼都市計画事業

…都市計画に定められた公共下水道、都市計画道路、都市公園などの「都市計画施設」の整備などについて、県知事の認可を受けて市が施行する事業や市街地開発事業

▼土地区画整理事業

…公共施設の整備改善及び住宅の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業

▼目的税

…特定事業の経費に充てる目的で課税される税

②都市計画税の概要

①課税対象となる資産

市街化区域内にある土地・家屋

②納税義務者

毎年1月1日現在、課税対象区域内に土地または家屋を所有する方

③税率

0.3% (※令和9年度・令和10年度は激変緩和措置として0.15%)

④税額の計算

税額＝都市計画税課税標準額×税率(0.3%) (※令和9年度・令和10年度は激変緩和措置として0.15%)

※固定資産税が免税点未満の場合は、都市計画税も課税されません。

③納付時期・方法

令和9年度から固定資産税とあわせて納めていただきます。

※固定資産税を口座振替されている方は、固定資産税とあわせて振替されます。

※地方税共通納税システムを利用した納付など、納付方法により「固定資産税・都市計画税」と画面上表示されますが、令和8年度までは都市計画税は課税していません。

④都市計画税の使途の公表

都市計画税は、使途が特定されている目的税であることから、その使途について、市公式ウェブサイト等において公表させていただきます。

問 都市計画税の導入について 企画政策課 ☎444・1712
都市計画税の制度・課税について 税務課 ☎444・0509